

令和8年 第79回墨田区民スポーツ大会ゴルフ競技

開催日 : 令和8年4月8日(水)
開催コース : 京葉カントリー倶楽部

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。
本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。
ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと本競技の条件の違反の罰は、「**一般の罰（2罰打）**」となる。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ（規則 18.2）

- (a) アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
- (b) ホールとホール間の白杭を結んだ線を超えていった球は、他のホールではインバウンズとなるコースの別の部分に止まったとしてもアウトオブバウンズである。

2. 異常なコース状態（動かさない障害物を含む）（規則 16）

- (a) 修理地
 - (1) 青杭を立て、白線で囲まれた区域
 - (2) グリーンの前後やフェアウェイにあるヤーデージマーキングペイント（スタンスへの障害は除く）
- (b) 動かさない障害物
 - (1) 排水溝
 - (2) 動かさない障害物と白線でつながれている区域は、その動かさない障害物の一部として扱われる。

3. プレー禁止区域

電磁誘導カート用の2本と3本のレール（白線とつながれている区域を含む）は、全幅をもってプレー禁止区域であり、異常なコース状態として扱われる。規則 16.1f に基づき、そのプレー禁止区域による障害からの罰なしの救済を受けなければならない。ただし、スタンスにだけ障害となる場合は、そのままプレーすることもできる。

4. 不可分の物

以下の物は不可分な物であり、無罰の救済は認められない。
16番ホールのグリーン左側にある枕木でできた構築物。

5. クラブと球の規格

- (a) ストロークを行うために使うドライバーは R&A が発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載されているクラブヘッド（モデルとロフトで識別される）を持つものでなければならない。
- (b) ストロークを行うときに使用する球は R&A が発行する最新の適合リストに掲載されていなければならない。
このローカルルールの違反に対する罰：**失格**

6. ゴルフシューズ

ラウンド中、プレーヤーは下記の特徴を持つシューズを履いてストロークを行ってはならない。
伝統的なスパイクすなわち、地面を深く貫くようにデザインされた1つあるいは複数の鋳を有するスパイク（メタル製、セラミック製、プラスチック製、その他の材質かは問わない。）
このローカルルールの違反に対する罰：規則 4.3 参照。

7. ロストボール又はアウトオブバウンズの処置

プレーヤーの球が見つからない、あるいはアウトオブバウンズであることが分かっている、または事実上確実な場合、そのプレーヤーはストロークと距離に基づいて処置するのではなく、次のように処置することができる。**2打罰**を受け、プレーヤーはこの救済エリアに元の球か別の球をドロップすることによって救済を受けることができる。（規則 14.3 参照）ただし、次の場合には救済を受けるためにこの選択肢を使うことはできない。
・元の球がペナルティーエリアの中に止まったことが分かっている、または事実上確実である場合。
・そのプレーヤーがストロークと距離に基づいて別の球を暫定的にプレーしていた場合。

8. 練習

ホールとホールの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

終了したばかりのグリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、終了したばかりのグリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってグリーン面をテストする。

このローカルルールの違反に対する罰：

最初の違反の罰：一般の罰（プレーヤーの最初のホールに適用される）

2回目の違反の罰：失格

9. キャディー

プレーヤーはラウンド中に委員会によって指定された者以外をキャディーとして使ってはならない。

このローカルルールの違反に対する罰：違反があった各ホールに対して一般の罰を受ける。違反がホールとホールの間で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。

10. プレーの中断と再開

(a) 即時中断（落雷等、切迫した危険がある場合）

委員会がプレーの即時中断を宣言した場合、すべてのプレーヤーは直ちにプレーを止めなければならない。委員会がプレーを再開するまでは別のストロークを行ってはならない。

このローカルルールの違反に対する罰：失格

即時中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、失格とすることがある。

(b) 通常の中断（日没やコースがプレー不能）

規則 5.7b、c、dに従って処置すること。

(c) プレー中の中断と再開の合図

即時中断 : 1回の長いサイレン

通常の中断 : 3回の短いサイレン

プレー再開 : 2回の短いサイレン

と同時に、本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

競技の条件

1. 参加資格

プレーヤーは「競技規定」で定められている参加資格を満たしていなければならない。

2. 競技終了時点

競技委員長による成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

注意事項

- ローカルルール第6項において規制されるシューズ以外でもグリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
- プレーヤーにエチケット違反、または非行があった場合には「行動規範」に基づいて制裁を受けることがある。また、重大な非行があった場合には規則 1.2a および 20.2 に基づいて失格とする場合がある。
- 打放し練習場においては備付けの球を使用すること。
- 使用ティーマーカーは「男子→緑色」「女子→白色」とする。

競技委員長 木村 茂